

函館市監査公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 5 項の規定に基づき，企業局を対象として，随時監査（工事監査）を実施したので，その結果を同条第 9 項の規定により，別紙のとおり公表する。

平成 25 年 2 月 15 日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 福 島 恭 二

函館市監査委員 佐 古 一 夫

平成24年度随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

工事名	赤川低区浄水場2系1号ろ過池整備工事
工事担当部局	企業局
予算主管部局	企業局
契約担当部局	企業局

2 監査の期間

平成24年11月15日から平成25年1月11日まで

3 監査の方法

平成24年度において施工中の上記監査対象工事の設計・積算・契約・施工・工事監理等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の検査および現場調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、工事技術面の調査については、公益社団法人日本技術士会へ委託し、平成24年11月15日・16日に実地調査を行った。

4 監査の結果

本件工事を監査した結果、関係書類の整備、施工および工事監理などは、適正に執行されていた。

（1）工事概要

工事箇所	函館市赤川町85番地
工事内容	1 緩速ろ過池整備 鉄筋コンクリート造，1池，幅33.4m×長さ65.3m×高さ4.0m（平均） 既設ろ過池撤去工事，その他一式
	2 場内配管工事 水道用ダクタイル鋳鉄管φ600～100，弁類φ450～100，その他一式
請負金額	350,595,000円
請負業者	村上建設・三栄ヤマムラ・帝都建設・函館環境衛

生赤川低区浄水場 2 系 1 号ろ過池整備工事共同企業体

工期 平成 2 4 年 5 月 1 5 日～平成 2 5 年 3 月 2 7 日

(2) 設計

設計においては、共通仕様書の整備、特記仕様書への必要事項の記載状況や設計図面および明細書は的確に作成されているか、内容に不一致はないかなどについて、実施設計書、設計仕様書等を調査した結果、適正に執行されていた。

(3) 積算

積算においては、設計書、設計図等を基に歩掛、単価、数量、金額は適正か、また、その算出根拠は明確かなどについて調査した結果、適正に執行されていた。

(4) 契約

契約においては、入札および契約締結などについて、入札関係書、契約書、支払関係書等の関係書類に基づき調査した結果、各種提出書類および各決裁書類などは、適切に処理、整理されており、適正に執行されていた。

(5) 施工

施工においては、工事施工計画は適切か、各種承諾図書、工事記録、写真等の請負人提出書類は完備しているかなどについて調査した結果、適正に執行されていた。

(6) 工事監理

工事監理においては、直営により実施されており、工事監理に必要な図書類を調査した結果、適正に執行されていた。